

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会理事選任規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会の定款第19条の規定に基づき、理事の選任に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 理事は、次に掲げる者のうちから評議員会において選任する。

- (1) 社会福祉事業を営む団体の役員
- (2) ボランティア活動を行う団体の代表者
- (3) 社会福祉事業について学識経験を有する者
- (4) 地域の福祉関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他その者の参画により事業の円滑な遂行が期待される者

(補則)

第3条 この規程に定めるもののほか、理事の選任に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

附 則

1 この規程は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

(理事選出規程の廃止)

2 東員町社会福祉協議会理事選出規程（平成13年4月1日）は廃止する。

附 則

この規程は、平成15年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年2月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。